

建築士免許登録申請における申請方法等変更の概要

1. 受付時間

10：00～17：00／月曜日～金曜日（土日祝日及び年末年始を除く）

2. 届出書類等の受付について（別表のとおり）

申請種別	窓口	郵送	備考／詳細
新規登録申請	×	○	・原則、窓口申請及び窓口交付の休止 ・原則、郵送申請及び郵送交付のみ（遠隔地居住者を含む） ・代理人申請の休止
登録事項変更申請	×	○	・原則、窓口申請及び窓口交付の休止 ・原則、郵送申請及び郵送交付のみ（遠隔地居住者を含む） ・代理人申請の休止
免許証明書 書換え申請	×	○	・原則、窓口申請及び窓口交付の休止 ・原則、郵送申請及び郵送交付のみ（遠隔地居住者を含む） ・代理人申請の休止
再交付申請	×	○	・原則、窓口申請及び窓口交付の休止 ・原則、郵送申請及び郵送交付のみ（遠隔地居住者を含む） ・代理人申請の休止
住所等の届出	×	○	・原則、窓口申請の休止 ・原則、郵送申請のみ
死亡（失踪宣言） 届出書	×	○	・原則、窓口申請の休止 ・原則、郵送申請のみ（遠隔地居住者を含む）
免許取消等申請	○	×	・原則、オンライン申請および郵送申請の廃止 ・原則、対面申請のみ ※病気等の理由により対面申請が難しい場合は、事前に連合会へご連絡ください
登録証明書発行	×	○	・原則、窓口申請の休止 ・原則、郵送申請のみ（遠隔地居住者を含む）
建築士名簿閲覧	×	—	・原則、窓口での閲覧業務の休止 ・原則、電話問い合わせによる回答のみ

※当面の間、建築士免許証原本提示は省略可とし建築士免許証のコピーのみで受け付けることとします。

3. 郵送時の注意点について【重要】

必ず当会HP上に掲載している内容をご確認の上、必要書類を全て揃え、ご郵送ください。不足書類がある場合、受付できないことがあります。その場合には、別途ご連絡を致します。